

入札公告

次のとおり最低価格落札方式による一般競争入札に付します。

令和2年8月5日

独立行政法人農畜産業振興機構

契約事務責任者 総括理事 瀬島 浩子

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 社会保険関係手続等に関する委託業務
- (2) 業務内容 社会保険関係手続等に関する委託業務入札説明書一式のとおり
- (3) 契約期間 令和2年11月1日(日)～令和3年10月31日(日)まで
- (4) 実施場所 独立行政法人農畜産業振興機構が指定する場所
- (5) 入札方法 本件は、入札書の提出をもって入札させ、価格(入札金額)が最も低い者を落札者とする一般競争入札(最低価格落札方式)による。入札金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない額を記載すること。

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」(平成15年10月1日付け15農畜機第152号-4)第6条及び第7条の規定に該当しない者であること。

※ 「競争参加者資格審査等事務取扱要領」(抜粋)

(有資格者としない者)

第6条 契約事務責任者は、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する

る法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に該当する者を有資格者にしないものとする。

（有資格者としてしないことができる者）

第7条 契約事務責任者は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後3年間有資格者としてしないことができるものとする。これを代理人・支配人として使用するものについても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な事由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 資格審査申請書その他の資格審査に必要な書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (7) 資格審査の申請の時期の直前1年における法人税若しくは所得税又は事業税であって納期の到来したものを当該申請の時までに納付していない者
- (8) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人・支配人その他の使用人として使用した者
- (9) その他有資格者と認められない相当な事由がある者

2 前項の規定にかかわらず、契約に係る指名停止等の措置基準（平成23年8月25日付け23農畜機第2236号）の定めるところにより、有資格者を一定期間機構の契約に係る競争に参加させないことができるものとする。

- (2) 前項に該当する者を入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 入札時において、令和1・2・3年度独立行政法人農畜産業振興機構競争参加資格における業種区分「役務等：その他」に登録されている有資格者である者又は、令和1・2・3年度全省庁統一資格における役務の提供等に登録されている有資格者であること。
- (4) 仕様書「7 受託者の要件」を全て満たす者
- (5) 入札説明書の交付を受けた者
- (6) 機構と契約書の締結が可能な者

(7) 契約候補者として特定された場合、契約時に機密保持契約書を締結できる者

3 入札説明書の交付期間、交付場所及び問い合わせ先等

(1) 交付期間

公告日から令和2年9月9日(水)12:00まで

(2) 交付場所及び問い合わせ先

〒106-8635 東京都港区麻布台二丁目2番1号 麻布台ビル南館3階
独立行政法人農畜産業振興機構 総務部 人事課

担当者：高井、前田

電話：03(3583)9486 FAX：03(3582)3397

E-mail：takai-y (アットマーク) alic.go.jp

※ (アットマーク) は「@」に直すこと。

(10～17時、ただし、12～13時及び休日を除く)

※本件入札に係る説明会は、実施しないものとする。

※入札説明書の交付を希望する者は、上記の問い合わせ先にメール、FAX等の方法にて連絡すること。なお、メッセージの最後に、社名、連絡先を記載すること。

※入札説明書は原則メールで送付するが、郵送での資料交付を希望する場合、「郵送希望」と明示すること。なお、対面による資料交付は行わないものとする。

(3) 入札説明書：入札説明書には、以下の書類を含む。

ア 入札心得

イ 仕様書

ウ 契約書(案)

エ 機密保持契約書(案)

(4) 入札関係資料に対する質問がある場合には、3の(2)の問い合わせ先に期限までにメールで問い合わせを行うこと。

(期限：令和2年9月9日(火)12時00分必着)

※上記の質問等に対する回答は、原則的に、随時メールにより行うとともに、その回答書は当該回答を行った日までに入札説明書を交付したすべての者にメールにて送付する。

4 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札

日時：令和2年9月10日(木)11:00から11:30まで

場所：東京都港区麻布台2-2-1 麻布台ビル

独立行政法人農畜産業振興機構 南館3階中会議室

※本公告の入札に参加を希望する者は、2の(4)の条件を満たすことが分かる資料を、メールまたは書留など、引き受け日及び配達日が郵便等を取り扱う事業者において記録される方法により、9月9日(水)12:00までに提出すること(必着)。なお、資料に機密事項が含まれている場合には、概要箇所にマスキング処理を施したうえで提出すること。

(2) 開札

入札後ただちに開札を行う。

なお、1回目の開札において、予定価格の制限の範囲内での入札が無い場合、再度入札を行うので、開札当日は白地の入札書を持参すること。なお、1回目の入札における代理人を変更する場合は、別途、代表者からの委任状を持参すること。

また、郵便又は信書便(以下、「郵便等」という。)による入札を行おうとする場合は、入札書を封かんした封印用封筒のうち、初度入札の入札書在中の封筒には「1回」と、再度入札の入札書在中の封筒には「2回」と記載して、それらをまとめ、別の封筒に封入した上で、これを書留など、

引き受け日及び配達日が郵便等を取り扱う事業者において記録される方法により、令和2年9月9日（水）12:00（日本時間）までに、3の（2）の提出先に郵送すること（提出期限必着）。など、郵送等するにあたっては、3の（2）の担当者宛てに必ず事前の電話連絡を行うこと。

※入札の公平性、透明性を確保するため、入札書は密封の上、上記担当者宛てに提出すること。

5 入札保証金に関する事項 免除

6 独立行政法人の契約に係る情報の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するため、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。

なお、本件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとする。

（1）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構 OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構への提供を要する情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内

7 その他必要な事項

(1) 入札及び手続き等において使用する言語および通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 郵便等による入札

郵便等による入札を行おうとする場合は、3の(2)の担当者宛てに必ず事前の電話連絡を行うこと。

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格等のない者の提出した入札書及

び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

「社会保険関係手続等業務の委託」に係る入札の開札の結果、入札の条件で規定する無効の入札を除き、独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則（平成15年10月1日付15農畜機第152号-2）第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

(6) その他の事項

本競争入札の実施に当たっては、本公告に定める事項（入札関係資料を含む）のほか、各時点における独立行政法人農畜産業振興機構契約事務細則により定める事項によることとする。